

## 第 23 号 議 案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 11 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

### 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員配置) 第27条 略 2 家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 略 (乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 <u>こども家庭庁長官が指定する者が</u> 行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるため	(職員配置) 第27条 略 2 家庭支援専門相談員は、 <u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u> 、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3～7 略 (乳児院の長の資格等) 第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、 <u>全国乳児福祉協議会</u> が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受

の研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下単に「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア～ウ 略

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの

ア～ウ 略

2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国乳児福祉協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国母子生活支援施設協議会が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) 略

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 略

(児童養護施設の長の資格等)

第65条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

格認定講習課程を修了したもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国母子生活支援施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 略

(児童養護施設の長の資格等)

第65条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国児童養護施設協議会が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童養護施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第66条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
い。

(1)～(3) 略

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4)～(10) 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第109条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条に規定する人材育成センター（以下単に「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する

第66条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。  
い。

(1)～(3) 略

(4)～(10) 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第109条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国児童心理治療施設協議会が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、第29条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童心理治療施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第118条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下単に「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当す

研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3)及び(4) 略

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第119条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3)～(8) 略

(児童生活支援員の資格)

第120条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) 略

る研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3)及び(4) 略

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童自立支援施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第119条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(3)～(8) 略

(児童生活支援員の資格)

第120条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第16条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第19条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(3)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号の指定は、<u>児童福祉法施行規則別表第1</u>に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>(食事)</p> <p>第24条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第22条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第16条 一時保護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第19条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 前項第1号の指定は、<u>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)別表</u>に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>(食事)</p> <p>第24条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2～5 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第92号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。